平成２９年（フ）第８４６号
京都市南区久世大藪町177番地１　ライオンズマンション桂川久世204
破産者　橋本　俊行
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６２号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町15番地１　蔦ハイツ403号、前住所京都市伏見区川東町１番地28
破産者　福岡美保子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７３号
京都市上京区仁和寺街道浄福寺西入菱丸町187番地
破産者　ケアンズこと　北村　敏之
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７８号
京都府城陽市長池北裏103番地の48、前住所京都府城陽市長池北裏103番地の47
破産者　大島　公子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９３号
京都市中京区六角通神泉苑西入因幡町112番地７　ユニハイム四条大宮　206号
破産者　えんこと　友岡　成光
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９７号
京都市山科区大宅辻脇町31番地１
破産者　インテリアｏｋｕｎｏこと　奥野　彩
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０２号
京都市伏見区醍醐外山街道町７番地87
破産者　芳村久美子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
奈良市朱雀５丁目17番地の２　ヴィラ朱雀Ⅱ201
破産者　住澤　純人
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３４８号
奈良市佐紀町3302番地の１　コープ野村西大寺204号、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫町４丁目５番22―402号
破産者　石田　明伸
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第８７号
岡山県笠岡市神島外浦2448番地
破産者　青山　　博
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
岡山県倉敷市玉島1401番地10
破産者　川ノ上敏臣
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
香川県高松市仏生山町甲2505番地１　レガーロ高松203
破産者　小谷　直弘
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７３号
香川県高松市木太町5046番地19
破産者　佐々木秀樹
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田803番地２
破産者　野口　武男
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
福岡県大牟田市大字今山25番地　アンジュ103号
破産者　山崎　英文
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２５２号
長崎県長崎市田上３丁目11番18号
破産者　吉井　淳一
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
長崎市樺島町１―６　ネオポリス樺島302号（開始決定時の住所　長崎県長崎市岩川町13―５　浦上ハイツ601号）、住民票上の住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷261番地１ユートピア長与203号
破産者　山口　長義
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係